

短期入所事業所『こっとなはうす』

運営規程



特定非営利活動法人クローバー

知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく短期入所事業 特定非営利活動法人クローバー『こっとな はうす』運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人クローバーが開設する知的障害者及び児童短期入所の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「従業者」という）が、知的障害者及び児童に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ必要な保護を適切に行う。
- 2 従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

こっとなはうす

(2) 所在地

東京都豊島区長崎二丁目十二番三号 ハイム根源二〇一

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者 4名(常勤職員 1人、非常勤職員 3人、居宅介護事業所登録ヘルパー0人)

従業者は、居宅介護計画に基づき事業所にて指定短期入所の提供に当たる。

(3) 医師 1名(嘱託医1名)

定期的な健診や状況把握などは必要ないが、特に必要がある場合は利用者の健康管理への助言を行う。また、緊急時には診察・相談などができるものとする。

(4) 調理員 4名(常勤職員 1人、非常勤職員 3人、居宅介護事業所登録ヘルパー0人)

調理員は、事業所にて食事の調理・食事の提供に当たる。

(指定短期入所の利用定員)

第5条 利用定員は下記の通りとする。

定員2名

(事業の主たる対象者)

第6条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用等について)

第7条 短期入所者に対して、食事、入浴及び排泄等、生活全般、送迎について援助する。

2 指定短期入所サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によって各区市町村長が定める額とする。そのうち利用者負担額を利用者又はその扶養義務者から支払を受け、残額を区市町村から代理受領する。

3 前項のほか、次の各号に掲げる費用については利用者から徴収する。

一 食材料費 朝食300円・昼食500円・夕食800円又は実費額を徴収する。

二 食事提供加算 1日につき680円を徴収する。

三 日常生活において必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

四 送迎サービス 公共交通機関を利用した場合はその実費、自動車を使用した場合の交通費は、ガソリン代として次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね15キロメートル未満 150円

(2) 事業所から、片道おおむね15キロメートル以上 5キロごとに50円加算

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者等は、指定短期入所を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 指定短期入所事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

(苦情解決)

第12条 提供した指定短期入所事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 本事業所は、提供した指定短期入所事業に関し、知的障害者福祉法第15条の15及び児童福祉法第21条の15の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 指定短期入所事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人クローバーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、大塚を削除したものとする。